

出産や手術での大量出血さどの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与により C 型肝炎ウイルスに感染された方へ

- ・ 給付金の請求期限が 2028 年 1 月 17 日まで延長されました。
- ・ 劇症肝炎にり患して死亡した方への給付金の金額が引き上げられました。

(関係資料) リーフレット

当該制度に関する内容については、直接厚生労働省の相談窓口へお問い合わせください。

(制度に関する照会先)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

直通電話 03 (3595) 2400